

人材育成に関する研修・セミナーを受けたい！

産業人材育成研修情報提供事業

道内各機関が実施している産業人材育成に関する研修・セミナー情報を収集し、ポータルサイトにおいて提供しています！

提供する情報の内容

一次産業、二次産業及び三次産業における人材育成に関する研修・セミナーの情報を研修・セミナーポータルサイト(北海道庁ホームページ内)にて提供しています。

ご利用方法

- ・ 下記URLより研修・セミナー情報を参照できます。
- ・ 下記URLから利用者登録を行ってください。随時受付しています。登録を行うと、新着情報・サイトに載らない更新情報についてお知らせするほか、研修・セミナーの要望を受付し、研修実施機関における実施を検討します。
- ・ URL : <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/portalsite.html>

北海道経済部 労働政策局 産業人材課 産業訓練係 TEL 011-204-5357

在職者の職業訓練について相談したい！

在職者職業訓練総合相談窓口

従業員の技能・能力向上をお考えの企業の方へ、在職者を対象とした職業訓練の各種情報や訓練担当窓口のご案内と併せて北海道労働局が取り扱う訓練関係の助成金制度についてご説明いたします。

事業内容

- 北海道労働政策協定を踏まえ、平成28年1月28日に、北海道労働局、北海道、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の3者で、北海道ビジネスサポート・ハローワーク内に設置しました。
社員の人材育成に取り組み、スキルアップをお考えの企業の方、お気軽にご相談ください。
- 職業訓練
 - 能力開発セミナー、認定職業訓練制度
(実施機関：北海道、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)
- 助成金
 - 人材開発支援助成金
(実施機関：北海道労働局)

北海道ビジネスサポート・ハローワーク TEL 011-200-1622
札幌市中央区北1条西2丁目2 北海道経済センタービル9F

社員の人材育成について相談したい！

人材育成プラン

事業主団体及び事業主の方々が従業員に対して教育訓練を効果的に実施できるよう、職業能力の開発及び向上に関する相談・支援を行っています。

相談では、計画的・効率的な人材育成のために、職業能力開発体系を活用した「人材育成プラン」を提案いたします。

人材育成プランの流れ

「職業能力開発体系」を活用した人材育成プランづくりの流れは、「仕事の見える化」、「能力の見える化」、「目標の見える化」、「能力開発の見える化」の順で進めていきます。

1. 仕事の見える化（仕事に必要な職業能力は何か？）
2. 能力の見える化（個人ごとにどの仕事ができるか？）
3. 目標の見える化（個人ごとに次の能力開発の目標は何か？）
4. 能力開発の見える化（能力開発をどのように進めるか？）

職業能力開発体系を活用した「人材育成プランのご提案」の流れについては、「人材育成のパートナー」のリーフレットに詳細を記載しております。「人材育成のパートナー」のリーフレットからダウンロードしてご覧ください。<https://www.jeed.go.jp/js/jigyonusshi/om5ru8000000584n-att/om5ru8000000594k.pdf>

よくあるご質問（Q&A）

- Q1. 人材育成のメリットは何ですか。
A1. 従業員のスキルアップにより生産性の向上や事業の拡大が期待できます。また、従業員のモチベーションが向上し、職場定着率の向上にもつながります。
- Q2. 職業能力開発体系とは何ですか。
A2. 職業能力の開発及び向上に向けて、人材育成をどのように計画的・効果的に進めるかについて整理するためのツールです。仕事・作業に必要な職業能力（知識・技能・技術）を段階的・体系的に整理した「職業能力の体系」と、それらを身につけるための訓練カリキュラムを同様に整理した「職業訓練の体系」からなっています。このうち「職業能力の体系」は、人材開発支援助成金等の厚生労働省の助成金における「汎用性のある評価基準」に定められています。
- Q3. どのように人材育成を支援してもらえますか。
A3. 従業員の人材育成における課題解決のために、職業能力開発体系を活用して4つの「見える化」の流れで従業員の職業能力の開発及び向上に関する支援を行います。御社のご要望にあわせて、ハロートレーニング（在職者訓練）の実施、生産性向上支援訓練の実施、テクノインストラクター（職業訓練指導員（講師））派遣、機器設備等をご利用いただけます。
- Q4. 費用はかかりますか。
A4. 「人材育成プラン」は無料でご提案いたします。詳しくは、最寄りのポリテクセンター・ポリテクカレッジの生産性向上人材育成支援センターまでお問い合わせください。

(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部

○ポリテクセンター北海道（北海道職業能力開発促進センター）訓練第二課 TEL 011-640-8823

URL : <https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/>

○ポリテクセンター旭川（旭川訓練センター）訓練課 TEL 0166-48-2327

URL : <https://www3.jeed.go.jp/asahikawa/poly/>

○ポリテクセンター釧路（釧路訓練センター）訓練課 TEL 0154-57-5938

URL : <https://www3.jeed.go.jp/kushiro/poly/>

○ポリテクセンター函館（函館訓練センター）訓練課 TEL 0138-52-0323

URL : <https://www3.jeed.go.jp/hakodate/poly/>

○北海道ポリテクカレッジ（北海道職業能力開発大学校）援助計画課 TEL 0134-62-3551

URL : <https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/college/>

従業員の人材育成をしたい！

生産性向上支援訓練

あらゆる産業分野の生産性向上に効果的なカリキュラムにより、企業が生産性を向上させるために必要なスキルを習得する職業訓練です。個別企業の課題に合わせてカリキュラムをカスタマイズする訓練コースや地域のニーズを踏まえた訓練コースを設定し、専門的知見を有する民間機関等に委託して実施します。

生産性向上支援訓練の3つのポイント

- ①訓練を受講して生産性アップ
生産性向上のために必要な課題解決や現場力強化につながる様々なカリキュラムをご用意しています。カリキュラムは、各企業の課題・ニーズにあわせて内容をカスタマイズできます。
- ②オーダーメイドで訓練を実施
日程や訓練会場などのご要望にあわせて、生産性向上人材育成支援センター（生産性センター）が訓練をコーディネートします。
訓練時間は4～30時間の範囲内で、ご要望にあわせて設定できます。
- ③受講しやすい料金設定
受講料は1人当たり2,000円～6,000円（税別）です。
さらに、生産性向上支援訓練を従業員に受講させた事業主は、人材開発支援助成金を利用して経費及び賃金の助成を受けることができます。
※助成金の受給には、一定の要件（訓練対象者の職務と訓練内容の関連が認められること、10時間以上の訓練であること等）を満たす必要があります。

訓練分野と主なコース

- A：生産・業務プロセスの改善
工程管理のポイントや見直し及び改善を行う際の課題とその解決方法など、生産管理や生産現場の業務プロセス改善に必要な知識や手法の習得を主な目的としています。
【例】 生産現場の問題解決、RPA活用、テレワークを活用した業務効率化 など
- B：横断的課題
既存の業務の効率化や業務の改善、あるいは70歳以上の就業機会の確保に向けて中高年齢者の役割の変化への対応やノウハウ継承に必要な知識や手法の習得を主な目的としています。
【例】 組織力強化のための管理、業務効率向上のための時間管理、後輩指導力の向上と中堅・ベテラン従業員の役割 など
- C：売上げ増加
マーケティングや広報戦略、新商品の企画・開発やサービスの高付加価値化を実現するために必要となる知識や手法の取得を主な目的としています。
【例】 マーケティング志向の営業活動の分析と改善、提案型営業手法/実践 など
- D：IT業務改善
生産性を向上させるための手段としてITを利活用する上で必要となるネットワーク、データ活用、情報発信、情報倫理・セキュリティに関する知識や手法の習得を主な目的としています。
【例】 表計算ソフトのマクロによる定型業務の自動化、集客につなげるホームページ作成 など

(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部

○ポリテクセンター北海道 生産性向上人材育成支援センター Tel. 011-640-8828

URL: <https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/biz/>

○ポリテクセンター旭川（旭川訓練センター） 訓練課 Tel. 0166-48-2327

URL: <https://www3.jeed.go.jp/asahikawa/poly/>

○ポリテクセンター釧路（釧路訓練センター） 訓練課 Tel. 0154-57-5938

URL: <https://www3.jeed.go.jp/kushiro/poly/>

○ポリテクセンター函館（函館訓練センター） 訓練課 Tel. 0138-52-0323

URL: <https://www3.jeed.go.jp/hakodate/poly/>

○北海道ポリテクカレッジ（北海道職業能力開発大学校） 援助計画課 Tel. 0134-62-3551

URL: <https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/college/>

社員の専門的知識や技能・技術を向上させたい！

能力開発セミナー（在職者訓練）

企業の生産現場が抱える問題解決のために、機械系、電気・電子系、居住系の“ものづくり分野”を中心として、設計・開発、加工・組立、工事・施工、設備保全などの、実習を中心とした訓練コースを体系的に実施しています。

能力開発セミナーの概要

企業の成長・発展には、競争力及び経営資源を強化する「人材育成」が欠かせません。当機構では、企業の生産現場で働く在職者が抱える課題解決のため、生産性の向上や業務の改善、新たな製品の創造に必要な専門的知識及び技能・技術を習得する職業訓練を実施しています。能力開発セミナーは、中小企業等の生産活動等をリードする指導的・中核的立場にある方又はその候補者の方々の人材育成を目的とした短期間（2日～5日）の職業訓練です。

能力開発セミナーの特徴

- ①ものづくりに関わる中小企業等の皆様の職業能力の開発と高度化に向けた人材育成を支援します。
- ②ものづくりに関する仕事の品質及び生産性の向上・改善を目指したコースを提供します。
- ③各コースは少人数（標準定員10名程度）で、学科と実技を融合した実践的な訓練カリキュラムで構成しています。
- ④個々の専門分野を段階的かつ体系的に習得するカリキュラムで構成しています。

※ものづくり分野の訓練とは

訓練には、直接生産型（加工、組立、設計、工事、施工、検査等）と間接支援型（生産管理、品質管理、設備保全、教育訓練、安全衛生等）とそれらにIT技術とその基盤となる技術を含めた職業能力を習得する訓練があります。

主な能力開発セミナーコース

○機械系

2次元CADによる機械設計技術、実践機械製図、3次元CADを活用したアセンブリ技術、切削加工の理論と実際、旋盤加工技術、フライス盤加工技術、NC旋盤プログラミング技術、NC旋盤加工技術、マシニングセンタ加工技術、被覆アーク溶接技能クリニック、精密測定技術

○電気・電子系

シーケンス制御による電動機制御技術、PLCプログラミング技術、有接点シーケンス制御の実践技術、電気設備の総合的設計技術、一般用電気工作物の施工技術、トランジスタ回路の設計・評価技術、センサ回路の設計技術、組込みシステムにおけるプログラム開発技術、タブレット型端末を利用した通信システム構築、実習で学ぶ画像処理・認識技術

○居住系

実践建築設計2次元CAD技術、BIMを用いた建築生産設計技術、ARを活用した建築プレゼンテーション技術、住宅の音響環境性能測定実践技術、住宅計画実践技術、木造住宅における許容応力度設計技術、冷媒配管の施工と空調機器据付け技術、トラブル事例から学ぶ各種管の加工・接合技術、自動火災報知設備工事の施工・保守技術

能力開発セミナーのご案内：https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/copy_of_about.html

「ホームページに掲載されているコースを受けたいが、日程が合わない。」「自社の実情や目的に合った研修を実施したい。」等のご要望に対し、オーダーコースとしてセミナーを実施することも可能です。

各ポリテクセンター等にお問い合わせください。

(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構 北海道支部

○ポリテクセンター北海道（北海道職業能力開発促進センター）訓練第二課 Tel 011-640-8823

URL：<https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/poly/>

○ポリテクセンター旭川（旭川訓練センター）訓練課 Tel 0166-48-2327

URL：<https://www3.jeed.go.jp/asahikawa/poly/>

○ポリテクセンター釧路（釧路訓練センター）訓練課 Tel 0154-57-5938

URL：<https://www3.jeed.go.jp/kushiro/poly/>

○ポリテクセンター函館（函館訓練センター）訓練課 Tel 0138-52-0323

URL：<https://www3.jeed.go.jp/hakodate/poly/>

○北海道ポリテクカレッジ（北海道職業能力開発大学校）援助計画課 Tel 0134-62-3551

URL：<https://www3.jeed.go.jp/hokkaido/college/company/society/>

従業員の能力向上に取り組みたい！

能力開発セミナー（在職者訓練）

従業員の能力の向上に取り組む企業を対象に、道立高等技術専門学院（MONOテク）及び障害者職業能力開発校が各地で能力開発セミナーを開催します！

学院名	訓練科目	日程	内容	実施地
札幌	2級管工事科	8.21～10.20	2級管工事施工管理技士	札幌市
	Androidアプリ開発科	9.25～10.4	Androidアプリ開発	札幌市
	消防設備科	1.18～1.19	消防設備	札幌市
函館	建築製図科	2.1～2.15	製図基礎	函館市
旭川	木工科（1級・2級コース）	6.10～6.11	施工法（家具製作）	旭川市
	建設経理科	10.2～10.27	建設業経理士2級	旭川市
	土木科	2.5～2.16	2級土木施行管理技士	旭川市
稚内	IT活用科Ⅰ	6.15～6.29	ビジネスマナーとペイントアプリの活用	中川町
	自動車整備科	7.7～9.29	2級ガソリン	稚内市
	観光サービス科Ⅰ	8.21～10.12	おもてなし英会話	稚内市
	IT活用科Ⅲ	9.7～10.26	ドローンの活用	稚内市
	IT活用科Ⅱ	10.13～10.14	ドローンの活用	利尻町
	観光サービス科Ⅱ	10.17～11.21	SNSによる情報発信	稚内市
	建設経理科	1.11～2.6	2級建設業経理士	稚内市
	配管科	1.12～1.13	建築配管	稚内市
北見	エクセル初級科	6.7～6.8	エクセル基礎	北見市
	ケアマネージャー受験対策科	8.17～9.28	介護支援専門員試験受験対策	網走市
	エクセル初級科	8.31～9.28	エクセル基礎	遠軽町
	介護福祉士支援科	11.1～11.29	福祉関係の基本理念と倫理、介護福祉士試験受験対策	網走市
	エクセル中級科	10.17～11.16	エクセル応用	遠軽町
	溶接技術科	2.21～2.22	溶接技術者評価試験受験対策	北見市
室蘭	OA事務科	6.5～7.6	ワード・エクセル基礎	室蘭市
	OA事務科	7.24～8.23	ワード応用	室蘭市
	OA事務科	9.4～9.28	エクセル応用	室蘭市
	OA事務科	10.10～10.25	パワーポイント基礎	室蘭市
苫小牧	電気工事科（第二種）	5.2～5.25	第二種電気工事士学科講習	苫小牧市
	自動車整備科（3級）	6.12～9.8	整備技術習得講習	苫小牧市
	電気工事科（第一種）	9.7～9.21	第一種電気工事士学科講習	苫小牧市
	自動車整備科（2級）	11.13～2.27	整備技術習得講習	苫小牧市
帯広	ICT活用科Ⅰ	6.6～6.22	ドローン活用基礎	帯広市
	OA事務科	9.12～9.28	ワード中級	帯広市
	電気工事科Ⅰ	9.1～9.29	電気工事基礎	帯広市
	電気工事科Ⅱ	11.1～12.6	電気工事応用	帯広市
釧路	観光ビジネス科	9.20～10.20	中国語講座	釧路市
	ホームページ作成基礎科	10.10～10.26	ホームページ作成	釧路市
障害者校	ビジネススキル基礎科	6.13～7.14	情報ビジネス技術	旭川市
	パソコン事務科	7.11～9.12	ワープロ・表計算基礎	札幌市
	コミュニケーション科	9.19～10.24	交流スキル基礎	札幌市
	コミュニケーション科	10.6～10.31	交流スキル基礎	旭川市

ご利用方法

- ・受講料は無料です。※テキスト代等の実費負担あり（500円～10,000円程度）
- ・各MONOテク（高等技術専門学院）・障害者職業能力開発校又は下記までお問い合わせください。
- ・URL：https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kidou_hoka.html

企業の課題やニーズを踏まえた研修を受けたい！

中小企業大学旭川校の研修制度

(独) 中小企業基盤整備機構が運営する中小企業大学校旭川校は、道内中小企業の人材育成をサポートするため、中小企業の経営者・経営幹部、管理者、後継者等を対象に、道内中小企業の課題や地域ニーズを踏まえた研修を行っています！

2023年度研修事業計画（9月～3月分）

	研修コース名	研修日程	受講料 (税込み)
26	事業継続計画(BCP)の作り方(札幌開催)	2023年9月12日(火)～9月14日(木)	32,000円
201	人材採用・定着の進め方(苫小牧開催)	2023年9月13日(水)～9月15日(金)	32,000円
27	人事・労務管理の基本と実務(札幌開催)	2023年9月20日(水)～9月22日(金)	32,000円
28	営業力を高める顧客ニーズのつかみ方	2023年9月26日(火)～9月28日(木)	32,000円
29	組織風土づくりの考え方・進め方(札幌開催)	2023年10月4日(水)～10月6日(金)	32,000円
30	ブランディング実践講座	2023年10月12日(木)～10月13日(金)	22,000円
31	5S基礎講座(札幌開催) ※インターバル	2023年10月16日(月)～11月22日(水)	39,000円
32	資金繰りを向上させる会計実務講座	2023年10月18日(水)～10月20日(金)	32,000円
33	SDGsの考え方・進め方(札幌開催)	2023年10月23日(月)～10月24日(火)	22,000円
34	新任管理者研修(10月開講)	2023年10月24日(火)～10月27日(金)	39,000円
203	次世代トップリーダー研修(函館開催)	2023年11月1日(水)～11月2日(木)	22,000円
35	中堅管理者研修(11月開講)	2023年11月15日(水)～11月17日(金)	32,000円
36	Webマーケティング講座	2023年11月21日(火)～11月22日(水)	22,000円
37	ファシリテーション基礎講座(札幌開催)	2023年11月27日(月)～11月29日(水)	32,000円
38	企業法務講座(札幌開催)	2023年12月6日(水)～12月7日(木)	22,000円
39	若手リーダー研修(12月開講)	2023年12月12日(火)～12月14日(木)	32,000円
40	OJTで育てる自律型人材	2024年1月11日(木)～1月12日(金)	22,000円
41	営業計画策定講座 ※インターバル	2024年1月15日(月)～2月21日(水)	39,000円
42	トラック運送業の業務改善講座	2024年1月18日(木)～1月19日(金)	22,000円
43	決算書の読み方講座(財務初級編)(札幌開催)	2024年1月22日(月)～1月24日(水)	32,000円
44	経営トップセミナーⅡ(札幌開催)	2024年1月30日(火)	16,000円
45	多能工化(マルチスキル)の進め方(札幌開催)	2024年2月5日(月)～2月7日(水)	32,000円
46	建設業のための現場管理者養成講座(2月開講)	2024年2月7日(水)～2月9日(金)	32,000円
47	後継者のための企業経営講座(札幌開催)	2024年2月14日(水)～2月15日(木)	22,000円
48	職場の問題発見・解決力強化講座	2024年2月14日(水)～2月16日(金)	32,000円
49	物流改善の考え方・進め方(基本編)	2024年2月19日(月)～2月20日(火)	22,000円
50	人材採用・定着の進め方	2024年2月26日(月)～2月28日(水)	32,000円
51	管理者のセルフマネジメント術(札幌開催)	2024年2月27日(火)～2月28日(水)	22,000円
202	若手リーダー研修(帯広開催)	2024年3月14日(木)～3月15日(金)	22,000円

※その他サテライト・ゼミ・追加研修につきましては、旭川校ホームページをご参照ください。

中小企業大学校旭川校の研修受講に際しては、「人材開発支援助成金」や、市町村・商工会議所・商工会・信用金庫等の助成制度がご利用いただけます。研修によっては該当しない場合がありますので、詳しくは事前に北海道労働局や各機関へお問い合わせください。

ご利用方法

下記リンクまたは右のQRコードより、各研修のご案内ページからお申し込みください。

URL : <https://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/>



航空機関連産業へ参入したい！宇宙・航空機関連産業の人材を確保・育成したい！



航空機関連産業雇用創造・クラスター事業/宇宙関連ビジネス加速化プロジェクト推進事業

航空機関連産業への道内企業の経営多角化や事業転換に向けた支援、宇宙・航空機関連産業の人材確保や従業員の育成等を支援します。



事業内容（予定）

- ・令和5年度に予定しているプログラムの一部をご紹介します。
詳細や、下記以外のものについては、道のHPをご覧ください。調整中のものは随時掲載します。

■航空機関連産業雇用創造・クラスター事業

プログラム	対象	内容・目的	道HP
外部研修補助金	道内企業（ものづくり産業、航空機関連産業）	道内企業の航空機関連産業への経営多角化や事業転換を支援し、本道ものづくり産業における雇用創造及び産業の振興を図ることを目的とし、外部研修に要する経費を予算の範囲内で補助します。 ■ 1社あたり100万円以内（1従業員あたり50万円以内）、補助率1/2（詳細は要綱をご覧ください）	
北海道航空機関連産業参入促進セミナー	航空業界への参入意欲がある道内ものづくり企業の経営者等	業界の特性及び参入までの道のりや、先進事例等を講師が紹介します。 （定員50名程度、無料） ■ 令和6年1月頃開催予定（調整中）	

■宇宙関連ビジネス加速化プロジェクト推進事業

プログラム	対象	内容・目的	道HP
企業説明会	道内外の大学生・大学院生、工業高等専門学校生、専門学校生、社会人等	宇宙関連産業企業の説明会をリアル&オンラインのハイブリッドで開催予定。セミナーや意見交換により、宇宙関連ものづくり産業や業界への就職も視野に入れた理解を深めます。 ■ 令和5年12月頃開催予定（調整中）	
就業体験会	道内外の大学生・大学院生、工業高等専門学校生、専門学校生、社会人等	宇宙関連産業企業の見学、体験、先輩社員との意見交換により、宇宙関連ものづくり産業や業界への就職も視野に入れた理解を深めます。 ■ 令和5年12月頃開催予定（調整中）	

経済部 スタートアップ推進室（宇宙航空産業担当） TEL 011-204-5336
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sus/uchu-kouku.html>

企業内での人材育成を進めたい！

人材開発支援助成金

人材開発支援助成金は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、事業主等が雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

概要

コース名	訓練メニュー	対象労働者	対象となる訓練
人材育成支援コース ※2023.4 新設	人材育成訓練	正規 非正規	職務に関連する10時間以上のOFF-JT
	認定実習併用職業訓練	正規 非正規	企業の中核人材を育てるために実施するOFF-JTとOJTを組み合わせた訓練
	有期実習型訓練	非正規のみ対象	非正規労働者の正社員転換を目的として実施するOFF-JTとOJTを組み合わせた訓練
事業展開等リスキング支援コース ※2022.12 新設		正規 非正規	事業展開、DX化、グリーン・カーボンニュートラル化に必要な知識・技能を習得するための訓練
人への投資促進コース ※2022.4 新設	高度デジタル人材訓練/成長分野等人材訓練	正規 非正規	高度デジタル人材(ITSSレベル3、4以上)の育成や大学院(海外を含む。)での訓練
	情報技術分野認定実習併用職業訓練	正規 非正規	IT未経験者に対するOFF-JTとOJTを組み合わせた訓練(IT分野関連の訓練)
	定額制訓練	正規 非正規	定額制訓練(サブスク型研修サービス)を利用した訓練
	自発的職業能力開発訓練	正規 非正規	労働者が自発的に受講した訓練費用を負担する事業主への助成
	長期教育訓練休暇等制度	正規 非正規	労働者が働きながら訓練を受けられるよう長期休暇制度や短時間勤務等制度を導入
教育訓練休暇付与コース		正規 非正規	労働者が働きながら訓練を受けられるよう、3年間に5日以上教育訓練休暇を導入

訓練の一例

IT分野未経験者にIT関連の訓練を行った場合

資格試験料も助成の対象です！

課題
IT未経験の従業員にも、ITの内容を覚えてもらい、即戦力として働いてほしい！

訓練

- 訓練コース プログラミング(1名)
- 訓練内容 スマート端末上の開発に必要なプログラミング言語の習得等、OJTで実際に発注を受けたシステムの構築。
OFF-JT時間：800時間 訓練経費：70万円
OJT時間：200時間
- ITSSレベル2に相当する資格試験の受験
訓練経費：5万円

助成内容(中小企業の場合)・成果

- 助成率・額 経費助成：60%
資金助成：1時間あたり760円
OJT実施助成：200,000円
- 助成額(左記の訓練内容の場合の例)
経費助成：450,000円(資格試験料を含む)
資金助成：608,000円
OJT実施助成：200,000円
- 成果 IT未経験者にも、基本的な言語の習得や、実際に顧客から発注を受けたシステムの構築を、自社の従業員から丁寧にレクチャー。未経験者から一人前のSEに成長させることができた。高額で手が出せない資格も、助成金があることで、取得させることができた。

助成金を活用

サブスクリプション型の研修サービスで訓練を行った場合

課題
様々なコンテンツの中から、従業員1人ひとりに合った訓練を行い、知識を深めてほしい！

訓練

- 訓練コース 営業職研修受け放題講座(40名)
- 訓練内容 新入社員から管理職までの幅広い層に対応した営業職に関するeラーニング訓練。
訓練経費：42万円
(1名～50名まで1か月3,5万円×12月の料金)

助成内容(中小企業の場合)・成果

- 助成率・額 経費助成：60%
- 助成額(左記の訓練内容の場合の例)
経費助成：252,000円
- 成果 1つの訓練契約で幅広い層に訓練を行うことができ、企業全体の生産性向上に繋がった。

助成金を活用

<p>事業展開</p> <p>新規商材の展開や新規顧客開拓のノウハウを習得させるため、営業職に「営業折衝力強化研修」を実施</p>	<p>事業展開</p> <p>新たなトレーニング事業へ進出するため、従業員に「パーソナルトレーナースキル取得講座」を実施</p>
<p>事業展開</p> <p>新事業に配置される管理職のマネジメント能力の向上のため、「部下指導・育成力向上研修」を実施</p>	<p>事業展開</p> <p>リフォーム事業への展開を図るため、「内装の部分リペア実践技術コース」を受講させた</p>
<p>事業展開</p> <p>デジタル化が進まない産業へのデジタル化の支援事業を立ち上げるため、組織改革や管理職育成のための「IT業界管理職研修」を実施</p>	<p>DX化</p> <p>社内のDX化を推進するためには、人員の質・量ともに強化する必要があるため、新入社員に「IT基礎研修」「Microsoft365活用研修」を受講させた</p>
<p>DX化</p> <p>社内におけるデジタルセキュリティ強化とDXコンサルティングに必要な提案能力の強化のため、「ISMSクラウドセキュリティ審査員研修」を実施</p>	<p>DX化</p> <p>商品開発のための図面を3D画像に変更するため、「3D CADオペレーターコース」に従業員を入学させた</p>
<p>DX化</p> <p>ドローンを使った検査業務の拡大によりドローンパイロットを増やす必要があるため、「フライト基本技術コース」「非破壊検査基本コース」「ドローン防災士」を従業員に受講させた</p>	<p>DX化</p> <p>建設業における請求書の仕訳・確認、労務管理、集計などのバックオフィス業務の自動化を図るため、「デジタル人材育成サービス」を従業員に受講させた</p>

デジタル分野などの人材育成を支援したい！

人材開発支援助成金

コース・訓練別の助成率一覧

訓練メニュー	経費助成		賃金助成		OJT助成		
	中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業	
人材育成支援コース	人材育成訓練	正規雇用:45%	正規雇用:30%	760円	380円	—	
		非正規→非正規維持:60%					
		非正規→正社員化:70%					
認定実習併用職業訓練	45%	30%	760円	380円	20万円	11万円	
有期実習型訓練	非正規→非正規維持:60%		760円	380円	10万円	9万円	
	非正規→正社員化:70%						
事業展開等 リスクリング支援コース	75%	60%	960円	480円	—		
人への投資促進コース	高度デジタル人材訓練	75%	60%	960円	480円	—	
	成長分野等人材訓練	75%		国内大学院の場合 960円		—	
	情報技術分野認定実習 併用職業訓練	60%	45%	760円	380円	20万円	11万円
	定額制訓練	60%	45%	—		—	
	自発的職業能力開発訓練	45%		—		—	
長期教育訓練休暇等制度	制度導入助成 20万円		6000円/日		—		
教育訓練休暇付与コース	制度導入助成 30万円		—		—		

賃金要件・資格手当等要件

人材開発支援助成金を含む雇用関係助成金では、企業における賃金加算の取組みを支援するため、賃金を向上させた事業主に対して、助成額の引き上げを行っています。

人材開発支援助成金では、事後的に賃金要件または資格手当等要件を満たした場合に、別途申請することで、割増分の追加支給を受けることができます。

詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。雇用助成金さっぽろセンター(北海道労働局)へお問い合わせください。

◆ 雇用助成金さっぽろセンター6階 TEL:011-788-9070

また、北海道労働局では「人への投資促進コース」「事業展開等リスクリング支援コース」の特設ページを開設していますので、ぜひご覧ください。

人材開発支援助成金 北海道労働局

検索



(人への投資促進コース) (リスクリング支援コース)

◆ 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html

非正規雇用労働者をキャリアアップさせたい！

キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成金を支給します！

正社員化コース

○ 有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換または直接雇用した場合に助成

() 内は大企業の額～以下全コースに適用

<支給額>

① 有期→正規：1人あたり57万円 (42万7,500円)

② 無期→正規：1人あたり28万5,000円 (21万3,750円)

<①、②を合わせて1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は20人まで>

※ 多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）へ転換等した場合には正規雇用労働者へ転換等したものとみなします。

● 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者として直接雇用した場合に助成額を加算
1人あたり28万5,000円（大企業も同額）

● 母子家庭の母等または父子家庭の父を転換等した場合に助成額を加算
（転換等した日において母子家庭の母等又は父子家庭の父である必要があります）
①：1人あたり95,000円、②：47,500円（大企業も同額）

● 人材開発支援助成金の特定の訓練修了後に正規雇用労働者へ転換等した場合に助成額を加算
①：1人あたり95,000円、②：47,500円（大企業も同額）
うち、自発的職業能力開発訓練または定額制の訓練終了後に正社員化した場合
①：1人あたり11万円、②：55,000円（大企業も同額）

● 「勤務地限定・職務限定・短時間正社員」制度を新たに規定し、有期雇用労働者等を当該雇用区分に転換等した場合に助成額を加算
1事業所あたり95,000円（71,250円）<1事業所あたり1回のみ>

障害者正社員化コース

○ 障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合に助成

支給対象者	措置内容	支給総額	支給対象期間	各支給対象期における支給額
重度身体障害者、重度的障害者および精神障害者	有期雇用から正規雇用への転換	120万円 (90万円)	1年 (1年)	60万円 × 2期 (45万円 × 2期)
	有期雇用から無期雇用への転換	60万円 (45万円)		30万円 × 2期 (22.5万円 × 2期)
	無期雇用から正規雇用への転換	60万円 (45万円)		30万円 × 2期 (22.5万円 × 2期)
重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者、発達障害者、難病患者、高次脳機能障害と診断された者	有期雇用から正規雇用への転換	90万円 (67.5万円)		45万円 × 2期 (33.5万円※ × 2期) ※第2期の支給額は34万円
	有期雇用から無期雇用への転換	45万円 (33万円)		22.5万円 × 2期 (16.5万円 × 2期)
	無期雇用から正規雇用への転換	45万円 (33万円)		22.5万円 × 2期 (16.5万円 × 2期)

支給対象者1人あたり、上記の額を支給します。

支給対象期間1年間のうち、最初の6か月を第1期、次の6か月を第2期といいます。

賃金規定等改定コース

○ すべてまたは一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給した場合に助成
<支給額>

賃金引き上げ率が ① 3%以上5%未満：1人あたり50,000円（33,000円）

② 5%以上：1人あたり65,000円（43,000円）

<1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人まで>

- 職務評価の手法の活用により賃金規定等を増額改定した場合に助成額を加算
1事業所あたり20万円（15万円）<1事業所あたり1回のみ>

賃金規定等共通化コース

○ 有期雇用労働者等に関して正規雇用労働者と共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し、
適用した場合に助成

1事業所あたり60万円（45万円）<1事業所あたり1回のみ>

賞与・退職金制度導入コース

○ すべての有期雇用労働者等に関して賞与・退職金制度を新たに設け、支給または積立てを実施した場合に助成
賞与又は退職金制度を導入：40万円（30万円）

賞与及び退職金制度を同時に導入：56万8000円（42万6,000円）

<1事業所あたり1回のみ>

短時間労働者労働時間延長コース

○ 短時間労働者の週所定労働時間を延長するとともに、処遇の改善を図り、新たに社会保険の被保険者
とした場合に助成

<支給額>

① 短時間労働者の週所定労働時間を3時間以上延長し新たに社会保険に適用した場合

1人あたり 23万7,000円（17万8,000円）

② 労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を延長するとともに基本給を昇給し、新たに
社会保険に適用した場合

1時間以上2時間未満：1人当たり 58,000円（43,000円）

2時間以上3時間未満：1人当たり 117,000円（88,000円）

※ 延長時間数に応じて延長時に基本給を昇給することで、手取り収入が減少していないと判断します。

※ 令和6年9月30日までの暫定措置となります。

<1年度1事業所当たり支給申請上限人数は45人まで>

※令和6年9月30日までの間、上限人数を緩和しています。

その他

◆ 助成金の利用に当たっては、雇用保険適用事業所ごとに「キャリアアップ管理者」を配置し、事前に「キャリア
アップ計画」を作成したうえで、管轄労働局長の認定を受ける必要があります。

◆ キャリアアップ助成金の申請様式等については、厚生労働省ホームページを参照ください。

URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているわけではありません。

上記助成金の要件や申請手続の詳細については、北海道労働局へお尋ねください。

・雇用助成金さっぽろセンター6F（北海道労働局） TEL 011-788-9071

働き方改革を進めたい！

「北海道働き方改革推進支援センター」 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

中小企業・小規模事業者を対象とした取り組むべき「働き方改革」について、労務管理や経営管理の専門家による相談や個別訪問支援などを実施します。

名称・所在地等

北海道働き方改革推進支援センター

札幌市中央区北1条西3丁目3-33 リープロビル3階

TEL： 0800-919-1073（フリーダイヤル）

メール：hokkaidou-hatarakikata@lec-jp.com

URL：<https://hatarakikatakaiaku.mhlw.go.jp/top/consultation/hokkaidou.html>

午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

主な支援内容

■ 社会保険労務士等の専門家が常駐し、無料で相談窓口が利用できます。

「北海道働き方改革推進支援センター」は、社会保険労務士等の専門家が常駐し、残業時間の縮減、非正規労働者の待遇改善、人手不足への対応、同一労働同一賃金への対応、利用可能な助成金など、事業者へのアドバイスをしています。

■ 社会保険労務士や中小企業診断士等の専門家が会社を訪問し、就業規則見直し等の技術的支援をします。

賃金制度見直し等の技術的支援が必要な場合は、専門家が直接あなたの会社を訪問し、無料で就業規則・給与規定・賃金テーブル・福利厚生等の見直しについて専門的なアドバイスを行います。（最大6回まで）

■ 事業主向けセミナーを実施します。

働き方改革に関連する各種テーマについて、セミナーを実施します。

■ その他、「働き方改革」推進のための様々な支援を行っています。

労働時間制度の見直し、生産性の向上、人材確保・育成などについて、問題解決のための改善提案を行います。

主な相談内容

- ◇ 労使間で残業時間の取り決めを行う36協定について詳しく知りたい
- ◇ 人手不足を解消するために出来ることをアドバイスがほしい
- ◇ 働き方改革に対応した就業規則・給与規定・賃金テーブル等の改訂についてアドバイスがほしい
- ◇ 働き方改革を実施するに当たり、利用できる助成金が知りたい
- ◇ 同一労働・同一賃金への対応について知りたい
- ◇ テレワークを導入したいが、社内規定や労使協定の作り方、手続きがわからない

相談方法

相談希望の方は、まずは専用電話又はメールでご連絡ください。

北海道働き方改革推進センター TEL 0800-919-1073
北海道労働局 雇用環境・均等部 指導課 TEL 011-709-2715

人材確保や職場定着について相談したい！

ジョブカフェ北海道

ジョブカフェ北海道では、企業に対する個別相談や、求職者に対する道内就職促進のための各種事業を通して、人材確保・職場定着に係る支援を行っています。

所在地、利用時間

【場 所】 札幌市中央区北4条西5丁目 大樹生命札幌共同ビル7階
 【利用時間】 月～金：10:30～19:00 土：10:00～17:00（日曜、祝日、年末年始は休館）

☆ジョブカフェ北海道と、同ビル7階に設置された「札幌わかものハローワーク」、9階に設置された「札幌新卒応援ハローワーク」は、『北海道わかもの就職応援センター“みらいっほ”』として、一体的な就職支援を実施しています。

提供サービス

※主なもの

支援対象者	支援メニュー	内 容	実施場所
企 業	企業個別相談 (訪問支援)	人手不足・職場定着に関する課題を有する企業を訪問し、個別相談を行います。	札幌
	企業内キャリア コンサルティング	社員のキャリア形成支援を実施する中小企業に対し、当該企業の社員を対象とするキャリアコンサルティングを提供します。	札幌
	内定者向け研修	新規大学卒業者のうち就職内定者を対象に、ビジネスマナーや職場での円滑な人間関係の構築など、ビジネスパーソンに必要なスキルについて意識させるセミナーを実施します。 ※厚生労働省委託事業	札幌、函館 旭川、釧路 帯広、北見
求 職 者	全年齢	求人情報の発信	道内
	全年齢	職業体験 (インターンシップ)	札幌
	高校 1～2 年生	就職前職業 ガイダンス	道内6圏域 各1回以上
	若年者 (44歳 以下)	企業見学会・交流会	ものづくり産業等の理解・就業促進のため、企業見学会及び社員との交流会を実施します。
合同企業説明会		ものづくり産業等の理解・就業促進のため、合同企業説明会を実施します。(参加者・企業に対する事前セミナー含む。)	札幌、函館 旭川、釧路 帯広、北見

◎上記以外の支援メニューや詳細については、ジョブカフェ北海道ホームページをご覧ください。

※「ジョブカフェ北海道パートナーズ」とは、ジョブカフェ北海道の活動にご賛同・ご協力いただける企業です。新規の場合は求人情報の提供をして頂き、支援対象者や各事業に該当する企業に対してジョブカフェより情報提供いたします。なお、登録及び各サービス利用料は無料です。(登録しない場合も、支援メニューは利用できます。)

ジョブカフェ北海道 TEL 011-209-4510 URL : <https://www.jobcafe-h.jp/>

働き方改革について相談したい！

働き方改革関連特別相談窓口の設置

働き方改革に関する地域の中小企業等の相談対応の強化を図るため、本庁及び各（総合）振興局に相談窓口を設置し、国と連携した専門家による相談・助言等を行う。

制度の内容等

（相談事例）

- ・働き方改革関連法への対応について
- ・各種助成金の申請支援
- ・テレワーク導入時の労務管理等について
など

（対応）

- ・道職員による相談（常設）
- ・専門家による巡回相談（月1回程度）
- ・専門家による個社支援（相談内容に応じ随時）

設置場所

名称	所在地	電話番号
空知総合振興局商工労働観光課	068-8558 岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0061
石狩振興局商工労働観光課	060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目	011-204-5827
後志総合振興局商工労働観光課	044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362
後志総合振興局小樽商工労働事務所	047-0033 小樽市富岡1丁目14番13号	0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56号	0146-22-9282
渡島総合振興局商工労働観光課	041-8558 函館市美原4丁目6番16号	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	043-8558 檜山郡江差町字陣屋町336-3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	079-8610 旭川市永山6条19丁目1番1号	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	077-8585 留萌市住之江町2丁目1番2号	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	097-8558 稚内市末広4丁目2番27号	0162-33-2528
オホーツク総合振興局商工労働観光課	093-8585 網走市北7条西3丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地	0155-26-9044
釧路総合振興局商工労働観光課	085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9183
根室振興局商工労働観光課	087-8588 根室市常磐町3丁目28番地	0153-23-6829
経済部労働政策局雇用労政課 働き方改革推進室	060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5354

費用

費用は無料です。

北海道 経済部 労働政策局 雇用労政課 働き方改革推進室 就業環境係
TEL 011-204-5354

従業員の賃金を引き上げたい！

業務改善助成金

中小企業・小規模事業者が、生産性を向上させるための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を30円以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

制度の内容等

- I 支給対象は、事業場内最低賃金（※）と地域別最低賃金の差額が30円以内の中小企業・小規模事業者です。（事業場規模100人以下の事業場）
※ 事業場内最低賃金とは、**事業場内で最も低い時間当たり賃金額**のことをいいます。
- II 主な支給要件
- 1(1) **事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる計画(賃金引上計画)**を策定すること。
(2) **生産性向上のための設備投資等の計画(業務改善計画)**を策定すること。
- 2(1) **助成金交付申請後に**、就業規則等に引上げ後の事業場内最低賃金を規定すること。
(2) 計画に基づき改正した就業規則等に基づき、引上げ後の賃金を支払うこと。
(3) **助成金交付決定後に**、計画に基づく機器・設備等の導入・業務改善・費用支払いを行うこと。
※**単なる経費削減のための経費、施設の老朽化・破損に伴う設備の入れ替え等、対象経費とならないものがあります。**
- (4) 解雇、賃金引下げ等、不交付とする事由がないこと。

主な申請手続き・助成率・上限額・活用事例

- I 主な申請手続き
- 1 **助成金交付申請** 賃金引上げ及び業務改善計画を策定し、**交付申請書を労働局へ提出**
- 2 **実績報告** 労働局の交付決定後に、**計画を実施し、その実績を労働局へ報告(※)**
※ **交付決定前に支出した経費は助成対象経費になりません。**
- 3 **助成金支払請求** 労働局の助成金確定通知後に、助成金支払請求書を労働局へ提出
- 4 **状況報告** 実績報告後の状況について労働局へ報告
- II 助成率・上限額
- 生産性向上のための設備投資等に要した費用に助成率を乗じて算出した額(※)を助成します。
※ 当該額が助成の上限額を上回る場合は、上限額までとなります。
- 助成率** 事業場内最低賃金920円以上:3/4（生産性要件を満たした場合:4/5）※
※ ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。
- 上限額** 事業場内最低賃金の賃上げ労働者数に応じて次のとおりです。
- | コース区分 | 引上げ額 | 引き上げる労働者数 | | | | |
|--------|-------|-----------|-------|-------|-------|-------|
| | | 1人 | 2~3人 | 4~6人 | 7人以上 | 10人以上 |
| 30円コース | 30円以上 | 30万円 | 50万円 | 70万円 | 100万円 | 120万円 |
| 45円コース | 45円以上 | 45万円 | 70万円 | 100万円 | 150万円 | 180万円 |
| 60円コース | 60円以上 | 60万円 | 90万円 | 150万円 | 230万円 | 300万円 |
| 90円コース | 90円以上 | 90万円 | 150万円 | 270万円 | 450万円 | 600万円 |
- ※ 10人以上の上限額区分は、以下の①又は②のいずれかに該当する事業場が対象となります。
- ① 生産量要件: 売上高や生産量などの指標の直近3か月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者。
- ② 物価高騰等要件: 原材料費の高騰等外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者。
- III 活用事例
- 1 多機能付きレジスターを導入することで、レジ作業にかかる時間が短縮され、生産性が向上した。
- 2 POSレジシステムを導入することで、接客にかかる時間が短縮され、生産性が向上した。

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているものではありません。
詳しくは下記あてお問い合わせください。

北海道労働局 雇用環境・均等部 企画課 TEL 011-788-7874

雇用管理制度等を整備して職場定着に取り組みたい！

人材確保等支援助成金

人材の確保・定着を目的とし、魅力ある職場作りのために労働環境の向上等に取り組む事業主に対して助成する制度です。

雇用管理制度助成コース（新規計画受付休止中）

事業主が、新たに認定された雇用管理制度（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度（保育事業主のみ））に取り組み、離職率を目標値以上に低下させた場合に、目標達成助成として57万円（生産性要件を満たした場合は72万円）を支給します。

介護福祉機器助成コース

介護事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために新たに介護福祉機器を導入し、適切な運用を行うことにより、従業員の離職率の低下が図られた場合に目標達成助成（介護福祉機器の導入費用の20%（生産性要件を満たした場合は35%）（上限150万円））を支給します。

人事評価改善等助成コース（新規計画受付休止中）

生産性向上のための人事評価制度と賃金制度の整備を通して、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る事業主に対して助成するもので、目標達成助成として80万円を支給します。

外国人労働者就労環境整備助成コース

外国人特有の事情に配慮した就労環境の整備（就業規則の多言語化など）を通じて、外国人労働者の職場定着に取り組む事業主に対して整備に要した費用の1/2（上限57万円）を支給します。

テレワークコース

・ 良質なテレワークを制度として導入・実施することにより労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果を上げた中小企業事業主を支援する助成金です。

<対象となる取り組み>

- ①就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更 ②外部専門家によるコンサルティング
- ③テレワーク用通信機器の導入・運用 ④労務管理担当者に対する研修 ⑤労働者に対する研修

<支給額>

- ・ 機器等導入助成：支給対象経費の30%（※）
- ・ 目標達成助成：支給対象経費の20%（生産性要件を満たした場合は35%）（※）

※次のいずれか低い方の金額が上限額：①100万円 又は ②20万円×対象労働者数

注)テレワークコースに係る支給要件や申請方法等の詳細については、北海道労働局雇用環境・均等部企画課へお尋ねください（TEL：011-788-7874）

人材確保等支援助成金の「雇用管理制度助成コース」及び「人事評価改善等助成コース」は令和4年4月1日より整備計画の新規受付を休止しています。
（コースを廃止するものではありませんが、受付の再開時期は現時点では未定です）

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。北海道労働局雇用助成金さっぽろセンターへお問い合わせください。

◆ 雇用助成金さっぽろセンター6F TEL：011-788-9132

◆ インターネットでの検索

人材確保等支援助成金

検索

◆ 厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07843.html

職業生活と家庭生活の両立支援に取り組みたい！

両立支援等助成金

従業員の職業生活と家庭生活の両立の取組を支援する助成金（Ⅰ 出生時両立支援コース、Ⅱ 介護離職防止支援コース、Ⅲ 育児休業等支援コース、Ⅳ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース、Ⅴ 不妊治療両立支援コースがあります。）

制度の内容等

※下記のくゝ内は、生産性要件を満たした場合の支給額です。詳しくは厚生労働省HPをご確認ください。

Ⅰ 出生時両立支援コース 中小企業事業主のみ対象

男性が育児休業を取得しやすい職場環境整備や業務体制整備を行い、連続5日以上（※所定労働日が4日以上含まれていることが必要）の育児休業を取得した男性労働者が生じた中小企業事業主に支給します。

①第1種 20万円

【代替要員加算】育休業期間中の代替要員を新たに確保した場合 20万円（3人以上確保した場合は45万円）

【情報公開加算】申請前に育休取得率に関する3つの情報を「両立支援のひろば」に公開した場合 2万円

②第2種

育休取得率が30%以上上昇したのが1事業年度内→60万円、2事業年度内→40万円、

3事業年度内→20万円

または、第1種の受給年度に育休対象の男性が5人未満かつ育児休業取得率70%以上の場合

1、2年目に取得率70%以上→40万円 2、3年目に取得率70%以上→20万円

Ⅱ 介護離職防止支援コース

介護支援プランを策定し、プランに基づき介護休業の取得・職場復帰に取り組んだ、または介護のための柔軟な就労形態制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主に支給します。

・介護休業（所定労働日合計5日以上）の利用取得時30万円 復帰時30万円

・介護両立支援制度（合計20日以上）の利用30万円 1事業主あたり5人まで

・新型コロナウイルス感染症対応特例（所定労働日合計5日以上） 5日以上10日未満→20万円、10日以上→35万円

【業務代替支援加算】代替者を新規に雇用→20万円 社内の他労働者が業務を代替するとき→5万円

【個別周知・情報公開加算】対象労働者へ制度を個別に周知し、仕事・介護両立の雇用環境整備を行った場合→15万円

Ⅲ 育児休業等支援コース

育児休業の円滑な取得・職場復帰のため次の取組を行った事業主に支給します。

①育休取得時 ②職場復帰時：「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、プランに沿って対象労働者の円滑な育児休業の取得・復帰に取り組んだ場合（①②それぞれ30万円） 1事業主あたり有期雇用1人・無期雇用1人の計2名まで

③業務代替支援：育休取得者の業務を代替する労働者を確保し、かつ育休取得者を育休前の現職等に復帰させた場合代替者を新規に雇用→50万円、社内の他労働者が業務を代替するとき→10万円 1事業主あたり延べ10人まで

【有期契約労働者加算】育児休業取得者が期間雇用者の場合 10万円

④職場復帰後支援：法を上回る子の看護休暇制度や保育サービス費用補助制度を新たに導入し、利用者が生じた場合

・子の看護休暇制度 制度導入時→30万円 制度利用時→休暇1時間1,000円×時間

・保育サービス費用補助制度 制度導入時→30万円 制度利用時→事業主負担費用の3分の2の額

⑤新型コロナウイルス感染症対応特例 小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者が利用できる有給休暇制度及び両立支援制度を整備した有給休暇の利用者が生じた場合（支給対象労働者1人あたり10万円）

【情報公開加算】自社の育休取得状況に関する情報を公表した場合 2万円

Ⅳ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース

正規・非正規を問わず、妊娠中の女性に以下の条件のもと有給休暇を取得させた事業主に支給します。

■令和5年4月1日から令和5年9月30日までの期間で、次の全ての条件を満たした事業主が対象です。

医師・助産師の指導のもと当該有給休暇を整備のうえ、その内容を新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容とあわせて全ての労働者に周知し、対象期間中における当該休暇の計20日以上取得・母性健康管理措置の就業規則または労働規約への規定と全労働者への周知を行う。

■助成内容 対象労働者1人当たり 20万円（1事業所あたり5人まで）

■申請期間 対象労働者の有給休暇の延べ日数が合計20日に達した日の翌日から令和5年11月30日まで

Ⅴ 不妊治療両立支援コース

不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組み、労働者の相談に対応し、休暇制度等を取得又は利用させた中小企業事業主に支給します。

A：環境整備、休暇の取得等（合計5日（回）以上）→30万円（1回限り）

B：長期休暇の加算（Aを受給し、20日以上連続取得）→1人当たり30万円（1回限り）

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているものではありません。詳しくは【北海道労働局 雇用環境・均等局 企画課 TEL:011-788-7874】までお問い合わせください。

労働時間等の改善により働き方改革に取り組みたい！

働き方改革推進支援助成金

時間外労働の上限規制等に対応するため、生産性を高めながら働く時間の縮減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対し助成します。

制度の内容等

I 労働時間短縮・年休促進支援コース(申請期限 11月30日(木))

中小企業事業主が、生産性を向上させ、労働時間の縮減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備を実施する場合に支給します。(以下①～③の成果目標から1つ以上を選択して実施する。)

- ①全ての対象事業場において、月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減させること。
- ②年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入すること。
- ③時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、かつ特別休暇制度を新たに導入すること。

<支給額> 成果目標の達成状況に応じて、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を助成します。(補助率は3/4又は4/5。上限額は最大①200万円、②25万円、③25万円。)

II 勤務間インターバル導入コース(申請期限 11月30日(木))

中小企業事業主が、勤務間インターバル(※)の導入・拡充のための取組を実施する場合に支給します。

※ 勤務間インターバルとは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「**休息时间**」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るものです。

<支給額> 成果目標を達成した場合、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部を助成します。(補助率は3/4又は4/5。上限額は最大100万円。)

III 労働時間適正管理推進コース(申請期限 11月30日(木))

中小企業事業主が、生産性を向上させ、労務・労働時間の適正管理の推進に向けた環境整備のための取組を実施する場合に支給します。(以下①～③の成果目標の全てを達成する。)

- ①新たに勤怠(労働時間)管理と賃金計算等をリンクさせ、賃金台帳等を作成・管理・保存できるような統合管理ITシステムを用いた労働時間管理方法を採用すること。
- ②新たに賃金台帳等の労務管理書類について5年間保存することを就業規則等に規定すること。
- ③「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」に係る研修を労働者及び労務管理担当者に対して実施すること。

<支給額> 成果目標の達成状況に応じて、支給対象となる取組に要した経費の一部を助成します。(補助率は、3/4又は4/5。上限額は最大100万円)

IV 団体推進コース(申請期限11月30日(木))

1年以上の活動実績がある事業主団体等が、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主(「構成事業主」)の労働者の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施した場合に支給します。

<支給額> 対象経費の合計額、総事業費から収入額を控除した額及び上限額(500万円又は1,000万円)のうち、いずれか低い方の額

V 適用猶予業種等対応コース(申請期限11月30日(木))

令和6年4月1日から時間外労働の上限規制が適用される業種(運送業・建設業・病院等)の中小企業事業主が、労働時間の削減等働き方改革の推進に向けた取組を実施する場合に支給します。

成果目標や上限額などは業種により異なりますので、詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

利用の流れ

次の①から③の順に手続きを行います。

- ①「交付申請書」を事業実施計画書などの必要書類とともに、北海道労働局雇用環境・均等部企画課に提出。
- ②交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施。※交付決定前の取組は支給対象外です。
- ③労働局に支給申請。

助成金を受給するためのすべての要件が記載されているものではありません。

詳しくは下記あてお問い合わせください。

北海道労働局 雇用環境・均等部 企画課 TEL 011-788-7874